

2022年4月1日

最高管理責任者
(学 長)

明治大学における公的研究費等の不正使用防止に関する基本方針

明治大学（以下「本大学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」（平成19年2月15日文科科学大臣決定(令和3年2月1日改正)）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）を踏まえ、最高管理責任者である学長として、「明治大学における公的研究費等の不正使用防止に関する基本方針」を定めます。本方針の下で統括管理責任者である副学長（研究担当）が「不正防止計画」を策定し、その着実な遂行を通じて、研究機関としての責務を果たします。

1 機関内の責任体制の明確化

公的研究費等の運営・管理を適切に行うために、責任体制を明確に定め、これを公表します。

- (1) 本大学全体の研究活動を統括し、研究費の管理・運営について総括的責任及び権限を有する者として「最高管理責任者」を置き、学長をもって充てます。
- (2) 最高管理責任者を補佐し、研究費の管理・運営について本大学全体を統括する者として「統括管理責任者」を置き、副学長（研究担当）をもって充てます。
- (3) 部局等における実質的な責任と権限を持つ者として「部局等責任者」を置き、当該部局長である各学部長、各大学院長、各機構長、附属高中校長及び人事部長をもって充てます。部局等責任者は、「コンプライアンス推進責任者」「研究倫理教育責任者」を兼ね、①部局等における研究費の不正使用防止策の遂行、②コンプライアンス教育の実施及び受講状況の管理、③定期的な啓発活動の実施、④研究者への必要に応じた指導を行います。また研究倫理教育責任者は、研究倫理教育を実施し、その受講状況を管理します。
- (4) 部局等責任者は、その役割の実効性を確保する観点から、学科・専攻、研究科等の単位で必要に応じて「部局等副責任者」を任命します。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) コンプライアンス教育・啓発活動及び研究倫理教育の実施

公的研究費等使用にあたっての責務・ルール等について、コンプライアンス教育や啓発活動を通じて学内に周知します。さらに研究倫理教育を全ての研究者等を対象に実施することにより、研究活動における不正防止への意識向上を図ります。

(2) ルールの明確化・統一化

公的研究費等を適正に運用するための統一ルールとして、「明治大学における研究費等に関する使用マニュアル」を定め、全ての構成員に周知徹底します。例外的な処理によって、運用実態との乖離が生じないように、毎年度、同マニュアルの見直しを行います。

(3) 職務権限の明確化

公的研究費等の事務処理に関する構成員の権限と責任を定め、理解の共有を図ります。業

務分担の実態と職務分掌に関わる規定の間に乖離が生じないように、不断に見直します。

(4) 研究不正告発等の取扱い、研究不正調査及び懲戒に関する運用の透明化

公的研究費の不正使用に係る調査及び懲戒については規程に従い、その運用にあたっては明確かつ透明性をもって実施します。研究費の不正使用等に関する通報に対して適切に対応できるように受付窓口を設置します。

3 不正を発生させる要因の把握と研究費不正防止計画の策定・遂行

内部監査及びモニタリングにより、不正発生要因を定期的に調査・把握します。その結果を受けて、毎年度、研究費不正防止計画を策定・遂行します。類似事例の再発防止を徹底する等、P D C Aサイクルに基づいた不正防止計画を推進します。

4 研究費の適正な運営・管理活動

(1) 予算執行状況の定期的な把握及び検証

研究者及び事務部門において、予算計画の把握、執行状況の定期的な確認を行うことにより、特定の時期に偏ることのない適正な予算執行を推進します。

(2) 発注・予算執行状況の把握

発注段階において支出財源を特定し、予算執行の状況を遅滞なく把握します。予算執行状況を分析し特定業者との関係に留意する等の不正発生のリスクの最小化に努めます。

(3) 発注・納品・検収・管理業務に関わるチェック体制の強化

物品及び役務の発注から検品・検収にかかる体制について、当事者以外によるチェックが有効に機能するよう、検品室の検品（納品確認）を通じて不正取引の防止を徹底します。また、特殊な役務や成果物のない機器の保守・点検等に対する検収を着実に実施することとともに、換金性の高い物品の適切な管理を推進します。

あわせて、不正な取引を防止するため、取引業者に対して、誓約書等の提出を通じ、不正対策に関する方針及びルールを理解を徹底します。

(4) 非常勤雇用者及び出張旅費に関わる管理

非常勤雇用者の勤務事実を確認し、適正な雇用管理を行います。研究出張については出張計画の実行状況を全学的に確認できる管理体制を構築し、二重払い等を防止します。

(5) 部局等責任者による改善

部局等責任者は、部局の研究費の執行状況を検証し、必要に応じ改善策を講じます。

5 情報発信・共有化の推進

公的研究費の使用ルール等について本大学内外からの相談を受け付ける相談窓口を置きます。また、公的研究費の不正使用への取組に関する本大学の方針等について、学内で周知するとともに学外に公開します。

6 モニタリング及び効果的な監査

不正防止計画推進部署が証憑点検等を行い、監査室が不正発生リスクに対する重点的な監査（リスクアプローチ監査）を定期的に行うことから不正発生要因を分析し、統括管理責任者及び不正防止計画推進部署が策定する「研究不正防止計画」にフィードバックします。不正発生リスクの最小化に向け、組織的に牽制機能を高めます。

以上